

天王山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち

広報

# おおやまざき

# 2

2012(平成24)年



成人おめでとうございます！

【成人式会場にて。2-3ページに関連記事】

## 今月の主な内容

- 祝！成人 P 2
- 税のお知らせ P 4
- 納税・申告にとっても便利な「e-Tax」 P 6
- 防災避難訓練を実施します P 7
- 振動呼出器を置いています P 7

vol.529

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>



# 祝！成人



田所 久実

Q 20年後の自分を予想してみてください  
A 看護師として病院で働いていると思います。



古川 準平

Q 20歳の抱負  
A 自分の夢が決まり、それに向かって進んでいきます。



戸口 莉沙

Q 20歳の抱負は？  
A 21歳に向けて精一杯したいことをする。



## 写真を販売します

成人式で撮影した写真を販売します。

※写真の展示は行いません

販売期間 2月17日(金)まで

販売価格 1版1枚40円

※集合写真のみ大きいサイズも用意します。支払いは現金でお願いします

販売方法 2階総務課秘書広報係 (32番窓口) で写真の一覧をご覧ください。欲しい写真があればお申し込みください。写真のお渡しは後日になります。

問 2階総務課秘書広報係  
☎ 956-2101 (内312)



野村 勇弥

Q 20歳の抱負  
A 20歳になって大人の仲間入りをしたので、大人になったという自覚を持って頑張ります。



福田 沙織

Q 20年間で最も印象に残っていることは？  
A みんなと一緒に成人を迎えられたこと。



糸井 未稀

Q 20歳の抱負  
A 自分だけでなく、みんな元気で笑いのある日本になればいいなと思っています。



畑平 智久

Q 20年後の自分を予想してください  
A 社会の一員となって日本を支える。仲間と協力し、社会の役に立つことをしている。

1月9日の成人の日、町体育館で成人式を開催しました。今年成人を迎えたのは、バルト三国が当時のソビエト連邦から独立、雲仙普賢岳の火砕流発生などのできごとがあった1991年度生まれの皆さんです。会場には色鮮やかな振袖に身を包んだ女性に、ビシッとスーツを着こなす男性で大賑わい。羽織はかまの男性もいて、会場の目をひいていました。

今年も、新成人自身が企画、司会などを担当。お世話になった先生からのビデオレターには、会場から「なつかしい！」と歓声があがっていました。町教育委員会や町内の企業、商店から景品の提供を受けて行われたビンゴゲームも大盛り上がり。ピノコの方が出るたび、会場からは笑顔と拍手があふれました。



# 税のお知らせ

## もうすぐ確定申告

### 所得税の確定申告は2月16日(木)～3月15日(木)

平成23年分の所得税の申告期間は、2月16日(木)～3月15日(木)です。申告期限が近づくと確定申告会場(京都府中小企業会館)は大変混雑しますの、早めにお済ませください。なお、申告期間中は、町税財政課でも申告書類をお預かりして税務署に提出しますが、申告内容についての相談を受けたい方は、確定申告会場または相談会場をご利用ください。

**所得税の還付を受ける場合、申告書の提出は郵便などで**

給与や年金所得のある方が、医療費控除などにより所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告期間前でも税務署に郵送などで申告書を提出できます。申告書の送付に便利な郵送用封筒(郵送料は自己負担)は町税財政課でも用意していますのでご利用ください。問・提出 ☎615-0007

京都市右京区西院上花田町10-1  
右京税務署個人課税部門  
☎311-6366(代表)

※自動音声に従って操作してください  
※本誌13ページに、医療費控除および障害者控除に関するお知らせを掲載していますので、該当すると思われる方はご覧ください

▼所得税の確定申告には、便利で使いやすいe-Taxがオススメです  
確定申告には、自宅や職場からイン

ご利用ください。

開設期間 2月19日(日)・26日(日)午前9時～午後5時

**公的年金を受給されている方へ**

平成23年分の確定申告から、次の要件いずれにも該当する場合、所得税の確定申告が不要となりました。これに当てはまる場合でも、医療費控除や寄附金控除などによる所得税の還付を受

けるための申告書を提出できます。

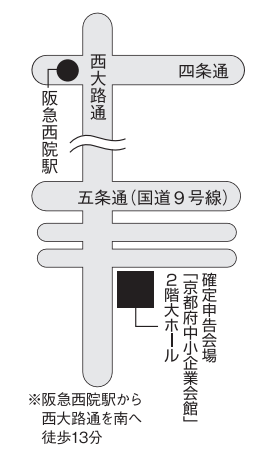
①公的年金の収入金額(2力以上ある場合は、その合計金額)が400万円以下

②公的年金に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下

問 右京税務署個人課税部門  
☎311-6366(代表)

ターネットで申告や納税ができる「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」をご利用ください。  
http://www.e-tax.nta.go.jp  
※本誌6ページに、e-Taxを利用するために必要な電子証明書の取得方法を掲載しています

**右京税務署の確定申告会場は  
京都府中小企業会館**



開設期間 2月1日(日)～3月15日(木)  
(土曜を除く) 午前9時～午後5時  
※当会場での納税は不可。お近くの金融機関などをご利用ください  
※電話による問い合わせは不可。駐車場(有料)には限りがあるため公共交通機関でお越しください

注意！ 開設期間中は、右京税務署庁舎内には確定申告会場を設けていません。作成済みの申告書などの受付、納税、納税証明書の発行および申告用紙の交付のみを行います。確定申告会場の開設期間以外(土曜を除く)は、右京税務署で相談を受け付けます(要予約)。

**「各保険料の納付額のお知らせ」  
を希望者に発行します**

平成23年中に納付された、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額のお知らせを希望者に発行しています。ご希望の方は、被保険者証などの本人確認ができるものを役場1階町民健康課(2番窓口)に持参してください。

## 町・府民税(住民税)の申告

町・府民税の申告が必要な方

平成24年1月1日現在、町内に在住で、平成23年中に給与、年金、営業、不動産などの所得のあった方のうち、次の要件いずれかに該当する方。

- ①給与所得者で、給与支払報告書が事業所から町役場に提出されない
- ②給与所得者で、家賃などの給与以外の所得がある
- ③公的年金受給者で、社会保険料控除などの所得控除を受ける
- ④所得税の確定申告を行わない

注意！ 二次の要件いずれかに該当する方は申告不要です

①給与所得者で、給与支払報告書が事業所から町役場に提出されていて、その他の収入がない

②公的年金収入だけである(※1)

③所得税の確定申告を行う

(※1) 公的年金収入だけの方で、確定申告の必要のない方が、町・府民税(住民税)の申告において、社会保険料控除、扶養控除、生命・地震保険料控除などを申告した場合、申告しない場合に比べて町・府民税(住民税)額が下がる場合があります

申告時の持物

- ①本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)
- ②認め印
- ③収入明細書(源泉徴収票、支払調書、帳簿など)
- ④社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、国民健康保険税の領収書
- ⑤生命保険料、地震(損害)保険料支払証明書
- ⑥身体障害者手帳、戦傷病者手帳など

※④～⑥は各控除に該当する方のみ

申告期限＝3月15日(木)

問・提出先＝税財政課課税係 ☎956-2101(内144)

## 個人住民税の税制改正のお知らせ

▼扶養控除の変更

子ども手当の創設に伴い、年少扶養親族(16歳未満)の扶養控除が廃止されます。また、高校の授業料無料化に伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ分(12万円)が廃止されます。

▼同居特別障害者の障害者控除の変更

年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、配偶者控除や扶養控除に加算されていた特別障害者控除の上乗せ分が廃止され、障害者控除に同額が加算されます。

※16歳未満の年少扶養親族は、扶養控除の適用はありませんが、障害者控除は適用されます

▼寄附金税額控除の変更

適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられました。

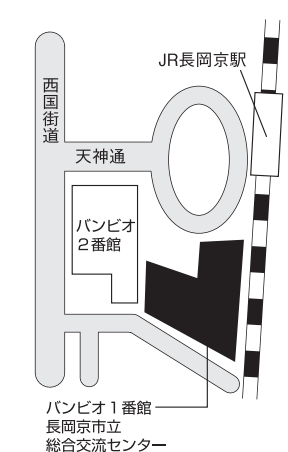
## 保険年金に係る個人住民税の返還

平成12年～平成17年に相続などに係る生命保険契約等に基づく年金(保険年金)を受給していた方は、納めすぎとなっている住民税相当額の返還を受けられる場合があります。

該当する場合は、平成24年12月19日までに申請してください。

2月7日(木)～10日(日)	年金・給与所得者の還付申告者が対象
2月16日(木)～23日(日)	譲渡所得(不動産、株式など)、贈与税、相続税の相談には応じられません

開設期間



**申告(出張)相談の会場は  
長岡京市立総合交流センター**

問 右京税務署個人課税部門  
☎311-6366

※いずれも土曜を除く、午前9時30分～正午、午後1時～4時  
※相談者が多い場合、早めに受付を終了します。時間に余裕を持って来てください

**広域申告センターは池坊短期大学  
美術館アッセンブリホール**

サラリーマンなどの皆さんの確定申告は、こちらの会場でもできますので

納付額の確認方法

口座振替をご利用の方：預金通帳  
納付書払いの方：領収書

特別徴収(年金からの天引き)の方：(日本年金機構・各共済組合などから送付される)平成23年分公的年金等の源泉徴収票

問 町民健康課 ☎956-2101  
国民健康保険担当(内126)

後期高齢者医療担当(内127)  
介護保険担当(内137)



利用するには電子証明書が必要です

# 納税・申告にとっても便利な「e-Tax」

## e-Taxの利用には電子証明書が必要

e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用には、公的個人認証サービスの電子証明書を取得する必要があります。公的個人認証サービスを利用した電子申請までの流れは次のとおりです。

### 1 住基カードを取得しよう

役場1階町民健康課（2番窓口）で申請、取得できます。有効期間は発行日から10年間です。

○本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）が官公署が発行した写真付きの確認書類および、健康保険証、年金手帳などの確認書類  
※2点用意してください  
○印鑑  
○発行手数料500円

○写真付き住基カードを申請する場合は）6カ月以内に撮影した正面

面、上半身、無帽、無背景の縦4・5cm×横3・5cmの写真

※代理人による申請の場合は▼委任状▼代理人の本人確認書類▼印鑑を1持参ください

※写真付きの確認書類がない場合、代理人による申請の場合は、住基カードの即日発行はできません

### 2 電子証明書を取得しよう

役場1階町民健康課（2番窓口）で申請、取得できます。有効期間は発行日から3年間です。

○本人確認書類（運転免許証、パスポート、写真付き住基カードなど）が官公署が発行した写真付きの確認書類

○住基カード  
○発行手数料500円  
※代理人による申請の場合は▼委任状▼代理人の本人確認書類を1持参ください

※写真なし住基カードをお持ちの方で右記の写真付き確認書類がない

場合や、代理人による申請の場合は、電子証明書の即日発行はできません

### 3 パソコンとICカードリーダーを準備する

対応するICカードリーダーについて、公的個人認証ポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp/>）で確認してください。

### 4 利用者クライアントソフトをインストールしよう

このソフトは、公的個人認証サービスを利用した行政手続きなどを行うときに、住基カードに記録された電子証明書を利用するためのソフトウェアです。公的個人認証ポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp/>）からダウンロードできます。

電子証明書の更新手続きはお済みですか

公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は、発行日から3年間です。有効期間が満了し失効すると、e-Taxなどの電子申請に使うことができなくなります。更新を希望する方は、役場1階町民健康課（2番窓口）で手続きしてください。

更新手続きは有効期間満了日の3カ月前から可能です。更新手続きをすると、現在の電子証明書は直ちに失効します。新しい電子証明書の有効期間は、更新日から3年間です。申請に必要なもの

○本人確認書類（運転免許証、パスポート、写真付き住基カードなど）が官公署が発行した写真付きの確認書類

○住基カード（更新する電子証明書が格納されたもの）  
○発行手数料500円

※代理人による申請の場合▼委任状▼代理人の本人確認書類を1持参ください  
※写真なし住基カードをお持ちの方で、右記の確認書類がない場合や、代理人による申請の場合は、電子証明書の即日更新はできません

問11町民健康課窓口年金係 ☎956-2101（内123）

ご参加ください！

## 防災避難訓練を実施します

災害のときは、危険個所から安全な場所へ適切に避難することが、身を守るために大切なことです。

町では、住民の皆さんが災害時に適切に避難できるよう、防災避難訓練を実施します。今回は、土砂災害の危険が迫っているという想定で行います。とき11月29日（日）午前9時～11時

対象11字大山崎の土砂災害の恐れのある地域（次の小字の一部）  
▼西山田▼早稲田▼琵琶谷▼永福寺▼谷田）にお住まいの方。  
※対象地域には、自治会を通じて回覧をしています  
内容11降雨が続き土砂災害の危険があるという想定で、町が避難勧告を発令します。

避難勧告が届いたら、大山崎小学校体育館に避難してください。必ず徒歩で所定の経路を通って避難してください。

※少雨決行。強雨または路面凍結時中止。中止の場合は、当日朝に自治会長へ連絡します  
避難勧告伝達方法11次の方法でお知らせします  
○サイレン吹鳴  
○広報車周回

○自治会長へ電話連絡  
持物11履き、カイロなどの暖

### 房具

※おいしい非常食を用意しています

### 参加方法

自治会に入っている方：自治会長または組長まで、回覧に添付している参加票を提出  
自治会に入っていない方：左記申込先（町総務課）まで電話

## サイレンを鳴らします

避難勧告発令の想定で、午前9時過ぎに約1分間、大山崎区民会館のサイレンを鳴らします。

## 土砂災害の学習会を実施

訓練終了後、土砂災害の学習会を実施。乙訓土木事務所から最新の調査結果を報告します。とき11月29日（日）午前11時20分～正午  
ところ11中央公民館ホール  
対象11上記訓練対象地域の方

問・申込先11総務課総務係  
☎956-2101（内324）

## 聴こえに不自由を感じている方へ

## 振動呼出器を置いていきます

「まだかな。あつ！こつち見た、私の番かな？」  
「なんだ。私じゃなかったんだ。」

窓口での呼び出しを待っている間、こういうことはありませんか？ 補聴器をつけていても、離れていると聞き取りづらくなることがありますよ。

呼び出しが聞こえにくくてお困りの方は、振動呼出器をお使いください。呼び出しの際、職員がボタンを押すと、お客さまが持っている呼出器が振動して、お呼びしていることをお知らせします。



▲振動呼出器



▲大きさはこれくらいです



▲このマークと看板が目印です

住民票の発行などを行う、窓口・年金係の窓口を設置しています。ご利用を希望する方はお気軽にお申し出ください。  
問11福祉課社会福祉係  
☎956-2101（内154）



### 大山崎町消防出初式 優良消防団員を表彰

1月8日、大山崎町消防出初式を町体育館で行いました。式典では日頃から防火、防災に献身的に努力、貢献されている優良消防団員の方々に表彰しました。表彰を受けられたのは、次の皆さんです（敬称略）。

#### 京都府消防協会会長表彰

- (功績章) 消防団本部副団長 島 一嘉
- (精進章) 第1分団分団長 由里 治
- (精勤章) 第2分団班長 小山 淳司
- 第3分団班長 小畑 貴彦

#### 京都府消防協会乙訓支部長表彰

- 第2分団班長 三浦 靖
- 第3分団班長 小畑 一徳
- 大山崎町長表彰
- 第1分団班長 今村 忠隆
- 第2分団班長 小山 悦弘
- 第3分団班長 平井 慶一



### わが家の防火対策

— 備えて安心！ —  
住宅防災機器を紹介しします！

平成22年のデータでは、初期消火の方法で一番使用されていたのが消火器でした。いざというときのために、家庭に住宅用消火器を備えておきましょう。

#### 消火器の種類

- ▼住宅用消火器 一般住宅向きの小型で軽量の消火器。女性や高齢者の方でも簡単に使用することができます。消火薬剤が強化液のものと、粉末のものと2種類の消火器があります。
- ▼エアゾール式簡易消火器具 初期の火災を消火するためのもの



▲エアゾール式簡易消火器具 住宅用消火器▶



の。スプレー式のもので、片手で簡単に使用することができます。

#### 住宅用消火器の置き場所

▼誰もが見やすく、使いやすい場所に置く

▼湿気が多い場所や日の当たるところは避けて、転倒しないように置く

#### 住宅用消火器の廃棄方法

住宅用消火器には使用期限（主なメーカーは5年）が定められています。古くなった消火器は、「廃消火器リサイクルシステム」を利用して、廃棄してください。

廃消火器リサイクルシステムに関する問い合わせは左記まで。

- ※消火器を処分するには、消火器リサイクルシール代および運送料・保管費用が必要になります
- 問 ㈱消火器リサイクル推進センター ☎03-5829-6773
- （昼休みを除く平日午前9時～午後5時）

### シリーズ 災害現場からの アドバイス

思いもよらぬことが火災につながる場合があります。ここでは、色々な火災の原因を紹介します。

### 電気ストーブは正しく使って安全に！

近年、増加傾向にあるのが電気ストーブによる火災です。比較的取り扱いが簡単な電気ストーブ。給油や換気などの手間がかからないため手軽に利用されていますが、使用方法を誤ると火災が起きるケースがあります。

#### ○電気ストーブによる火災の特徴

電気ストーブは輻射熱によって暖めているため、ストーブに近づかないと暖かさを感じにくいことから、布団など寝具類がストーブに接触。出火するケースが多いことが特徴です。深夜の就寝時間帯～早朝にかけて発生するため、火災の発見や避難が遅れて死に至るケースが多いことも特徴に挙げられます。

#### ○火災を防止するために守ること

- ①使用前には必ず清掃、点検整備を行う
- ②燃えやすい可燃物（▼布団▼カーテン▼ふすまなど）の近くで使用しない
- ③電気ストーブの上に洗濯物をつらない
- ④エアゾール式のスプレー缶などを近くに置かない（過熱されて、缶内部の圧力が上昇。破裂する危険があります。）
- ⑤ストーブを点けたまま寝ない、使わないときは電源プラグを抜いておく

この冬も安全で快適に電気ストーブを使うため、使用方法を再度確認してください。

図書の貸出・返却時間  
平日 10:00～16:45  
土日祝 10:00～16:15

2月の月末整理日  
2月23日 困

図書室（公民館内）  
☎957-1421

### 貸出延期ができます！

貸出期間は2週間ですが貸出期間中、1回に限り2週間の延長が可能です。ただし、予約が入っている本ほかの図書館から取り寄せた本は延長できません。返却日までに、電話または図書室カウンターでお申し出ください。なお、返却日が過ぎた本は延長できません。延長をご希望される方は、カウンターで1度返却してからまたお借りください。

#### 一般書

### 書くことが思いつかない人のための文章教室

『文章を書く』とは、長い間の記憶から体験を引き出して描写することだ。ベテラン記者で名コラムニストの著者が、ありきたりにならない表現法を伝授。



近藤 勝重／著  
幻冬舎新書

震災後 福井 晴敏／著 小学館

夢違 恩田 陸／著 角川書店

赤絵そうめん 山本 兼一／著 文藝春秋

石原軍団炊き出しレシピ33  
石原軍団炊き出しプロジェクト／著 青志社

#### 児童書

### ゆうれい猫 ふくこさん

町内のアイドル猫、ふくこさんはある日、車にはねられてしまいます。町の皆のことが気になり、成仏できずに幽霊になったふくこさんの前にあらわれたのは…？



廣島 玲子／作  
岩崎書店

ルルとララのホットケーキ あんびる やすこ／作 岩崎書店

1円くんと5円じい かいぞく三人ぐみ、あらわる！ 久住 昌之／作 ポプラ社

アッチとボンとドララちゃん 角野 栄子／作 ポプラ社

都会のトム&ソーヤ 9 はやみね かおる／作 講談社

## 季節に合わせた花の癒し

vol.51

### フラワーサークルアリス

2010年の10月に発足以来、ふるさとセンターで毎週午前と午後1回ずつ活動中。先生の島田美樹さんの丁寧な指導やアドバイスを受けながらフラワーアレンジメントを作りあげていきます。

取材にお邪魔すると、部屋の中に



は新鮮な草の匂い。ずっとフラワーアレンジメントをしてみたいと思っていたというサークルメンバーの平山優子さんは「先生の手伝いもあり、初体験にもかかわらずきれいなアレンジメントが作れたのが嬉しかったです。今でも、できあがった瞬間の達成感がたまりません。」とフラワーアレンジメントの魅力を語ってくれました。

他市町にフラワーアレンジメントの教室があることは知っていたけれど、通う気になれなかったという並川真紀さんは「せっかく大山崎町に



できたのだから、行ってみようと思ったのがきっかけでした。体験もできて、参加も自由。先生も気さくで、楽しく続けられるんじゃないかと思いました。新鮮な花に触れられるのが、とてもいい癒しになっています。1週間に1度の楽しみなんです。」と答えてくれました。

同じ花を使っても、作る人によって印象が違い個性たっぷり。興味のある方は島田さん ☎762-0387まで。